



事務連絡
平成20年2月15日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

配置販売品目指定基準における品目の該当性について

「配置販売品目指定基準（昭和36年厚生省告示第16号）」については、平成19年6月21日厚生労働省告示第216号によりその一部が改正され、その改正の要旨及び運用上の留意すべき事項については、「配置販売品目指定基準の一部改正について（平成19年6月21日付薬食発第0621001号厚生労働省医薬食品局長通知）」により通知したところであるが、同通知の記1（3）「持続性製剤」に関しては、下記のとおり取り扱うので、ご了知の上、貴官下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

記

配置販売品目指定基準の別表第一「かぜ薬」の項及び「耳鼻剤」の項における「1日2回服用するものを含む。」に関し、当該基準の改正にかかる薬事食品衛生審議会における議論としては持続性製剤を対象としていることから、持続性製剤でない「かぜ薬」及び「耳鼻剤」の1日2回服用の内用液剤については、当該配置販売品目指定基準に該当しないこと。